

日本赤十字豊田看護大学 学部生・大学院生・保護者の皆様へ

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）が、2021年1月8日から2月7日まで、4都県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）に発出されました。その後1月13日に7府県（栃木県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）に拡大されました。

これに伴い文部科学省高等教育長通知として、「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」の通知があり（2020年12月23日）、さらに「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」が通知されました（2021年1月8日）。その概要は以下のとおりです。

- 感染対策をより慎重に講じた上で、面接授業の実施が適切と判断されるものについては、その実施を検討する一方で、面接授業と遠隔授業を効果的に活用する等、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図ること。
- 感染対策の実施に当たっては、学内への入構を禁止する措置を講じるのではなく、学生の学修の継続に配慮すること。
- 感染リスクが高い「学生・生徒同士が組み合うことが主体となる活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」については、活動を制限することを含め検討し、感染症への警戒を強化すること。
- 感染リスクが高まる「3つの密：密閉・密集・密接」、「5つの場面：①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間の飲食、③マスクなしの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり」を避けること。

以上を踏まえ、本学は緊急事態宣言下において、学生の感染予防対策を万全に行い、感染のリスクを回避しつつ、看護師・保健師国家試験受験資格を得るための学生の学修の権利を守ることに尽力いたします。したがって、これまでお知らせした教育の方針について、この宣言による変更はありません。以下の感染予防行動を遵守してくださることを重ねてお願いいたします。

- 授業について
予定どおり、オンライン授業を中心に行います。
- 臨地実習
臨地実習は2月に1グループが予定されています。感染拡大状況を確認し、実習施設と調整して実施いたします。臨地実習を短縮した残りの期間は、学内実習を実施いたします。対面の方式で小人数による学内実習を行います。
- 部活動・サークル活動
Web上での活動は実施することができます。
- 感染予防行動
 - (1) 飲食時の感染リスクが一番高い。顔の粘膜面に、ウイルスが付着する危険性の高い行動はとらない。
 - (2) 不要不急の外出は控える。
 - (3) 外出時には、マスクと手指衛生を徹底する。

医療が逼迫しています。医療崩壊をきたさぬように、国民1人ひとりが「感染しない、感染させない」ことが重要です。今、私たちは感染予防行動を確実にし、学修を進めると共に、感染拡大を止めて、少しでも早く日常をとり戻しましょう。